

令和元年 8 月 吉日

会員各位

J U埼玉オートオークション規約

書類規定一部追加のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、J U埼玉オートオークションをご愛顧賜わり誠にありがとうございます。

さて、表題の件ですが、令和元年 8 月より下記項目につきまして、書類規定の一部を追加させていただきます。つきましては、変更内容をご理解の上ご参加賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら書類課までお問い合わせください。(ガイドンス 1)

記

(提案内容)

第八章 書類規定(登録名義の変更) ※追加赤字

落札店は、オークション開催日の翌々月 5 日迄に登録証の写しを提出する。未着及び不鮮明だった場合は、全車当社にて現在登録証明書を申請し確認します。(軽自動車除く)

なお、発行手数料 3 千円(税別)を落札店に請求します。

また、名義変更提出期限前に現在登録証明書の発行を代行することも可能とします。

	軽自動車	普通車
名義変更期限	翌月末又は書類有効期限まで	翌月末又は書類有効期限まで
FAX 期限	AA 開催日翌々月 5 日まで	AA 開催日翌々月 5 日まで
名義変更ペナルティ	台あたり 10,000 円 (7 日毎に 10,000 円徴収します)	台あたり 10,000 円 (7 日毎に 10,000 円徴収します)
FAX 未着及び 不鮮明の場合	F A X 遅延ペナルティとして 台あたり 10,000 円徴収します	F A X 遅延ペナルティとして 台あたり 10,000 円徴収します 現在登録証明発行料として 台あたり 3,000 円徴収します

J U埼玉オートオークション株式会社

さいたま市岩槻区笹久保新田中谷 535

TEL 048-798-2111/FAX 048-798-5909